

議案第20号

幕別町保育料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する町が定める額（以下「保育料」という。）、法第87条に規定する子どものための教育・保育給付に関する報告義務等の違反に対する罰則並びに町立保育所における認定保育時間を超えて行う保育（以下「町立保育所延長保育」という。）の利用に要する費用（以下「町立保育所延長保育料」という。）その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町立保育所 幕別町立保育所条例（平成25年条例第13号）第1条の規定に基づき設置した保育所をいう。
 - (2) 支給認定子ども 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(保育料)

第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）を利用する支給認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は支給認定

子どもは、当該支給認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、保育料を支払わなければならない。

- 2 保育料の額は、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては別表第1に、特定教育・保育のうち保育に係るもの並びに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものについては別表第2に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項の特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るもののうち、幕別町立幼稚園（幕別町立幼稚園設置条例（昭和52年条例第41号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園をいう。）を利用する支給認定子どもの保育料については、幕別町立幼稚園設置条例において定めるとおりとする。
- 4 月の中途において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合の保育料は、次のとおりとする。
 - (1) 第2項の規定による教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては、別表第1に規定する金額に、当該在籍中の開所日数（開所日数が20日を超えるときは、20日とする。）を20日で除して得た率を乗じて算出した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (2) 第2項の規定による保育に係るもの並びに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものについては、別表第2に規定する金額に、当該在籍中の開所日数（開所日数が25日を超えるときは、25日とする。）を25日で除して得た率を乗じて算出した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 保育料のうち保育所（法第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保育所保育料」という。）については町長に、それ以外のものについては直接それぞれ利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者へ納付するものとする。

（町立保育所延長保育料）

第4条 町立保育所延長保育を利用する支給認定子どもの保護者若しくは扶養

義務者又は支給認定子どもは、あらかじめ町長の承認を受けて町立保育所延長保育料を町長に支払わなければならない。

2 町立保育所延長保育料の額は、別表第3に定めるとおりとする。

(保育料等の額の決定等)

第5条 町長は、保育料又は町立保育所延長保育料（以下「保育料等」という。）の額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する支給認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は支給認定子どもに対し、その旨を通知するものとする。

(保育料等の減免)

第6条 町長は、特別の理由があると認めるときは、保育料等を減額、免除又は納付の期日を延期することができる。

2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている児童の保育料は、免除する。

(保育所保育料及び町立保育所延長保育料の納付期限)

第7条 保育所保育料及び町立保育所延長保育料の納付期限は、毎月指定する期日までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

(不服申立て)

第8条 支給認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は支給認定子どもが第5条の決定に不服があるときは、決定の日から60日以内に不服の申立てをすることができる。

2 町長は、前項の規定による申立てがあったときは、申立ての日から15日以内に審査決定し、支給認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は支給認定子どもに通知しなければならない。

(報告等に係る罰則)

第9条 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。

2 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若

しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

3 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）保育料金表

階 層 区 分		保育料の額（月額）	
		教育標準時間	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯（市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。）	2,000円	
第3階層	第1階層及び第2階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 77,100円以下	13,600円
第4階層		所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	17,400円
第5階層		所得割課税額 211,201円以上	21,800円

備考

1 この表の第2階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

2 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の所得割課

税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。

3 支給認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第5階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

4 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

(1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料の額（月額）
	教育標準時間
第2階層	0円
第3階層	12,600円

5 第2階層から第5階層までの世帯であつて、同一世帯で2人以上の幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童が幼稚園、認定こども園に入所又は小学校に就学している場合において、次表の第1欄に掲げる幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童が幼稚園、認定こども

園に入所又は小学校に就学している際には、第2欄により計算して得た額をその支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、支給認定子どもの属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層の第2欄については、4に掲げる保育料の額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記5に掲げる施設を利用している幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料金表に定める額
イ 上記5に掲げる施設を利用しているア以外の幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料金表に定める額 ×0.5
ウ 上記5に掲げる施設を利用している上記以外の幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第2（第3条関係）保育料金表

階層区分		保育料の額（月額）				
		3歳以上児		3歳未満児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
第3-1階層	第1階層を除く市町村民税均等割のみ課税世帯	7,000円	6,500円	9,000円	8,500円	
第3-2階層	第1階層及び第3-1階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得	所得割課税額 48,600円未満	11,500円	11,000円	13,600円	13,100円
第4-1階層		所得割課税額 48,600円以上 72,000円未満	17,200円	16,700円	19,100円	18,600円
第4-2階層		所得割課税額 72,000円以上 84,000円未満	19,500円	19,000円	21,600円	21,100円

第4-3階層	割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 84,000円以上 97,000円未満	22,900円	22,400円	25,500円	25,000円
第5-1階層		所得割課税額 97,000円以上 135,000円未満	26,500円	26,000円	30,200円	29,700円
第5-2階層		所得割課税額 135,000円以上 152,000円未満	28,000円	27,500円	34,000円	33,500円
第5-3階層		所得割課税額 152,000円以上 169,000円未満	29,000円	28,500円	37,800円	37,300円
第6階層		所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	31,900円	31,400円	51,800円	51,300円
第7階層		所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	34,600円 (公定価格限度)	34,100円 (公定価格限度)	60,000円	59,500円
第8階層		所得割課税額 397,000円以上	35,300円 (公定価格限度)	34,800円 (公定価格限度)	62,400円	61,900円

備考

- この表の第3-1階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。
- 3歳未満児又は3歳児として保育を開始された支給認定子どもについては、当該年度においては同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。
- 支給認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第8階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

5 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

(1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料の額（月額）			
	3歳以上児		3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0円	0円	0円	0円
第3－1階層	6,000円	5,500円	8,000円	7,500円
第3－2階層	10,500円	10,000円	12,600円	12,100円

6 第2階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。ただし、児童の属する世帯が5に掲げる世帯の場合の第2階層、第3－1階層及び第3－2階層の第2欄については、5に掲げる保育料の額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記6に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料金表に定める額
イ 上記6に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	保育料金表に定める額 ×0.5
ウ 上記6に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第3（第4条関係）

区分	保育料の額
町立保育所延長保育料	1人1時間当たり200円

備考 町立保育所延長保育料の1月当たりの限度額は、5,000円とする。